

朝鮮出身のものとの陸海軍軍人軍属(含死亡者) に対する給付について

一 要旨

もとの陸海軍軍人軍属(死亡者を含む。以下同じ。)であつた者
 の、その在職中又は未復員中の給付及び未復員中死亡時の遺族料
 等についての給付法適用の適用については、日本人たると朝鮮出身
 者たるとを問わず同様に処置することを建前としている。
 但し、朝鮮出身者に対する給付については本人又はその遺族等
 若しくはその遺族に対して直接支給することができないものにつ
 いては、これを供託に付してある。
 二 軍人軍属及び未復員者に対する給付の振替法は次のとおりで
 ある。

- (1) 昭和二十二年六月三十日まで
 (4) 陸軍軍に於いては
 大東亞戦争陸軍給付令(昭和一八 七二八勅令第六二五号)
 在外者給付振替(昭和二二 六二五一號第九〇七号)

- (2) 旧海軍に於いては
 海軍給付令(明治三六 一二三勅令第六号)
 海軍臨時特例給付振替(昭和一九 一二三の官廳通達第一二六五号)

- (3) 旧陸海軍共通のものとしては
 職員扶助令(昭和 五 六 八勅令第一〇九号)
 借入扶助令(大正 七 一 二〇勅令第三八二号)
 志願給員死傷病手当支給規則(昭和二〇 四 一〇通達陸軍令第三号)
 その他

- (4) 旧陸海軍工員未帰還政府職員に対しては以上の外別に定め
 られた法規(省略)
 - (5) 昭和二十二年七月一日より昭和二十八年七月三十一日まで
 旧陸海軍とも 未復員者給付法(昭和二三 一 三 一五法律第一八二号)
 - (6) 昭和二十八年八月一日より
 旧陸海軍とも 未帰還者留守家族等援護法(昭和二八 八 一 一
 法律第一六一号)
 以上につき給付定額の差違を表示すれば別表のとおりである。
- 三 給付の実施の概況
- (7) 大東亞戦争中より昭和二十八年七月三十一日まで

Handwritten signature and initials, possibly 'M. S.' or similar, in the bottom right corner.

もとの軍人軍属であつた朝鮮出身者に対する給付は原則として日本国籍を有する者と同様に行うものであるが、その実施の概況は次のとおりである。

(4) 本人が日本内地において復員した者、未復員者たる本人の留守家族又は職後者たる本人の遺族であつて、移住前より別荘を日本内地に在位していた者に対しては、その本人、留守家族又は遺族にそれぞれ補遺する給付を支給している。

(5) 日本以外において復員した者、留守家族又は遺族であつて日本内地に在位してない者に対してはそれぞれ補遺する給付額を「国外居住外国人等に対する償還の身寄のためとする供託の特例に関する政令（昭和三五・三二八政令第一一二号）」により東京供託局に供託している。

(6) 遺失者の遺つてあつて職犯として刑を受けた者に在つては、遺失者の遺する月の翌月よりその給付を停止するが、昭和二十七年四月二十八日現在に在りては、遺失者として遺失中の者は、同年法律第二九六号により特別遺失者として遺失の運用を受けた。

(7) 昭和二十八年八月一日以降は、未帰還者留守家族等遺失者（昭和二八八・一法律第一六一号）により日本の国籍を有しなかつたが、同法律第二十七項により遺失の運用外となつたが、同法律第二十七項及びその施行令により給付が実施されている。

(8) 現在（昭和三十一年八月三十一日）供託してある金額は左表のとおりである。

供託の概況 *（昭和三十一年八月三十一日現在）*

区分	受給者	供託人員	供託金額	一人当り供託額	同上
陸軍		五〇九九八	二五七九四三〇七	五〇	陸軍
海軍	復員者	二〇三二〇	一九一四七四四一〇	九四	海軍
計		七〇二一八	四四九四一七四八〇	六四	計

河内三井物産部
stop

陸軍	七二五四	七八〇八三二九	円
死亡者			
海軍	一四二一六	三八五六九〇三八	円
計	一八五七〇	四六五七四五六七	円
合計	八九五八八	九一五一六一一五〇	円

本文給付金額
陸軍
海軍
合計
八九五八八
九一五一六一一五〇

五 参考事項

今日、もとの軍人、軍員であつたもの又はこれらの遺族に對しては戦時病者救護者遺族等保護法、恩給法が適用されておるが、恩給法を有しない者はこれらの法律の適用から除外されておる。

軍人 本債 増債 遺失
 軍属 其子等 右と
 新住 右と
 雇員人 右と

